

議案第 号

北本市国民健康保険条例の一部改正について

北本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

平成 26 年 1 1 月 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「39 万円」を「40 万 4,000 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額は、なお従前の例による。